

長崎県公立大学法人役員報酬に関する細則

〔 令和6年4月30日
細 則 第 4 号 〕

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人役員報酬規程（平成17年規程第38号）第3条の規定に基づき、長崎県公立大学法人の理事長、副理事長及び理事（非常勤の役員を除く。）（以下、「常勤役員」という。）の年俸の額を定めることを目的とする。

(年俸の額)

第2条 常勤役員の年俸の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 15,180,000 円
- (2) 副理事長 15,180,000 円
- (3) 理事 11,430,000 円

(補則)

第3条 この細則に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、常勤役員の年俸の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 理事長 3,720,000 円
 - (2) 副理事長 15,180,000 円
 - (3) 理事 11,430,000 円